

社会福祉施設等の利用者等における新型コロナウイルス感染症等の対応

1 保健所予防課へ連絡

新型コロナウイルス感染症発症の疑いがある場合、姫路市保健所予防課(079-289-1635)に連絡し、指示を仰いでください。保健所の指示なく医療機関へ行かないようにしてください。また、相談したから全ての人が検査の対象となるわけではありません。主治医がいる場合は、電話で主治医に相談していただいても構いません。

○ 相談していただく目安

(1) 次に該当する人

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く人
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

(2) 次に該当する人は(1)の状態が2日程度続く場合

- ・ 高齢者
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 妊婦

(3) 子ども

現時点で重症化しやすいとの報告はなく、(1)と同様の対応をお願いします。

2 利用者への措置に関する対応

新型コロナウイルス感染症が発生した場合、市からの要請に基づき、下記の例に示す対応を社会福祉施設等で検討・判断してください。

○ 対応の例

- ・ 家族等との面会を制限
- ・ 全部又は一部休業
- ・ 他事業所の変更を居宅介護支援事業所等に連絡の上、調整 など

3 保健所への協力

感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力してください。

4 人員基準等の取扱い

新型コロナウイルス感染症が発生した事業所や施設の利用者を緊急に受け入れる場合や、従業員が感染した場合等の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などは、柔軟な取扱いを可能とします。人員基準等は姫路市監査指導課(079-221-2490)に相談してください。

5 感染症速報及び事故報告書の提出

新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、次のとおり感染症速報及び事故報告書の提出をお願いします。

(1) 感染症速報

発生時及び状況に変化があった都度、姫路市介護保険課計画・庶務担当にファクス(079-221-2925)で連絡してください。

(2) 事故報告書

感染症収束後、事故報告書に必要事項を記載の上、姫路市介護保険課計画・庶務担当へ郵送で報告をお願いします。

※ 様式は、姫路市ホームページ「介護保険 事故報告書」を参照してください。

6 問い合わせ先

(1) 感染症に関すること

姫路市保健所予防課 電話：079-289-1635

(2) 人員基準等に関すること

姫路市監査指導課 電話：079-221-2490

(3) 事故報告書その他に関すること

姫路市介護保険課 計画・庶務担当 電話：079-221-2923／ファクス：079-221-2925